

21文情運審第1-1号

平成21年11月27日

文京区長 成澤 廣 修 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 長 内 山 忠 明

平成21年10月30日付21文企広第666-1号による平成21年度諮問第1号
について、次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

- (1) 高額医療・高額介護合算制度に係る申請の勧奨に伴う個人情報の目的外利用等について
- (2) 上記(1)の目的外利用等に係る本人通知の省略について

2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の目的外利用等について妥当なものと認める。また、当該目的外利用等に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

3 理由

高額医療・高額介護合算制度については、国民健康保険法その他関係法律によって定められているところであるが、対象者が高齢者であることから当該支給制度を実効あるものとするため、支給対象予定者に制度を周知し申請を促すことは、区民の福祉の観点から歓迎すべき事柄である。勧奨制度の実施に当たって行われる被保険者の個人情報の突合は、実施機関、あるいは保険者の委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会において電子計算機によって機械的に行われ、個人情報の拡散の危険性が抑えられる半面、申請をしようとする区民にとっては大きく負担が軽減されるものと認められることから、関係保険者が本人の申請前に各被保険者の保険給付額等の情報を共有することはやむを得ないものと認める。ただし、勧奨制度の中で取り扱う個人情報は医療保険給付額等極めてプライバシー性の高い機微情報であることから、取り扱う個人情報は本件勧奨実施のために必要なものに限定すると共に、その運用についてはより一層適正かつ慎重な取り扱いが望まれる。

なお、本件勧奨を含む合算制度の区民への十分な周知が行われることを前提とするなら、本件勧奨事務は大量の個人情報を機械的に処理するものであり、その結果として本人に特段の不利益が発生するものではないことから、本件目的外利用等について本人への通知は省略して差し支えないものと認める。